（中止した手続の失効）

第九条　権利変更決議の認可の決定があったときは、第七条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。

第二節　対象債権者集会及び権利変更決議の認可

（対象債権者集会の構成）

第十条　対象債権者は、対象債権者集会を組織する。

（対象債権者集会の権限）

第十一条　対象債権者集会は、対象債権者の権利（対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利を除く。以下同じ。）の変更に関する議案（以下「権利変更議案」という。）について決議をすることができる。

（権利変更議案）

第十二条　確認事業者は、権利変更議案において、権利変更概要書等（第四条第一項の規定による変更の確認又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第十四条第一項において同じ。）に基づき、対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項を定めなければならない。

2　対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項においては、対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）に係る債務の減免、期限の猶予その他の対象債権者の権利の変更の一般的基準を定めなければならない。

3　担保権の行使によって弁済を受けることができない対象債権の部分が確定していない対象債権を有する者があるときは、権利変更議案において、その対象債権の部分が確定した場合における対象債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

（権利変更議案による対象債権者の権利の変更）

第十三条　権利変更議案による対象債権者の権利の変更の内容は、対象債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける対象債権者の同意がある場合又は少額の対象債権若しくは第六条第一項の規定による一時停止の要請に反して回収等をした対象債権者の対象債権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

（早期事業再生計画）

第十四条　確認事業者は、第三条第一項の確認後六月以内に、権利変更概要書等に基づき、確認事業者の早期での事業再生に関する計画（以下「早期事業再生計画」という。）を作成し、権利変更議案の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならない。

2　指定確認調査機関は、前項の期間内に同項の規定による提出をすることができないことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、確認事業者の申請により、六月以内を限り、同項の期間を延長することができる。

3　早期事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　確認事業者が早期での事業再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情

二　確認事業者の業務に関する経過及び現状

三　確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状（対象債権の内容及び原因並びに当該対象債権を有する対象債権者の氏名又は名称を含む。）

四　対象債権が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産

五　確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み（資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に関する事項を含む。）

六　確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項（当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるものを含む。）

七　その他経済産業省令で定める事項

4　確認事業者は、第一項の規定により早期事業再生計画を提出するときは、前項第三号の確認事業者の資産及び負債に関し、これらの価額（同項第四号の担保権の目的である財産の価額を含む。）を経済産業省令で定める基準に従い評定した結果を添付しなければならない。

（指定確認調査機関の調査）

第十五条　指定確認調査機関は、前条第一項の規定による提出を受けたときは、権利変更議案、早期事業再生計画及び同条第四項の規定による評定の内容が次に掲げる要件に該当するものであることについて調査を行わなければならない。

一　権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと。

二　権利変更議案により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと。

三　権利変更議案の内容が対象債権者の一般の利益に適合するものであること。

四　権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が、前条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を踏まえて定められていること。

五　早期事業再生計画の内容が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

六　前条第四項の規定による評定の内容が同項の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2　指定確認調査機関は、確認調査員に前項の調査の実施に関する事務を実施させなければならない。

3　確認事業者は、第一項の調査に協力しなければならない。

4　指定確認調査機関は、第一項の調査の結果を確認事業者に報告しなければならない。

（対象債権者集会の招集等）

第十六条　対象債権者集会は、確認事業者が招集する。

2　確認事業者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、権利変更議案を決議するために対象債権者集会を招集しなければならない。

3　確認事業者は、対象債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　対象債権者集会の日時

二　対象債権者集会の目的である事項

三　対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四　その他経済産業省令で定める事項

4　対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、経済産業省令で定めるところにより、書面をもってその通知を発しなければならない。

5　確認事業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、経済産業省令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該確認事業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

6　前二項の通知には、第三項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付等）

第十七条　確認事業者は、前条第四項の通知（権利変更議案を決議するための対象債権者集会に係るものに限る。）に際しては、経済産業省令で定めるところにより、対象債権者に対し、権利変更議案の内容を記載した書面、早期事業再生計画、第十五条第四項の規定により報告を受けた同条第一項の調査の結果を記載した書面その他議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（次項において「対象債権者集会書類」という。）及び対象債権者が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2　確認事業者は、前条第五項の承諾をした対象債権者に対し同項の規定により電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、対象債権者の請求があったときは、これらの書類を当該対象債権者に交付しなければならない。